



3 江 監 第 9 0 号
令和3年5月17日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	川 北 直 人
同	新 島 つねお

令和2年度第4回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第1号に基づいて行った監査の結果を、同法第199条第9項、同基準第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年度第4回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

平成30年度、令和元年度及び2年度における小学校、中学校、幼稚園及び義務教育学校（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「備品管理事務」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

(1) 小学校（15校）

明治、平久、南陽、川南、毛利、東雲、有明、第二辰巳、第二亀戸、水神、第三大島、第四大島、第六砂町、第七砂町、北砂

(2) 中学校（7校）

深川第二、深川第五、有明、亀戸、大島、第二砂町、南砂

(3) 幼稚園（7園）

平久、南陽、川南、豊洲、ひばり、第二亀戸、なでしこ

(4) 義務教育学校（1校）

有明西学園（前期課程・後期課程）

3 監査の実施期日

令和3年1月13日から同年2月18日までのうち20日間

第2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事例が認められたので、早急な事実関係の確認と再発防止策を講じられたい。

また、本監査において重点監査項目とした備品管理のほか、産業廃棄物処理及び薬品管理についても、一部において適正とは言い難い事例があったので意見を付す。

なお、監査の際に散見されたその他の事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 指摘事項

今回の小学校の監査において、以下のような不適切な会計処理が確認された。

- (1) 資金前渡受者口座に振り込まれた資金（交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料）が、平成30年度から監査日現在（令和3年1月15日）まで預金されたまま引き出されていない状態が続いており、監査日現在の預金残高が107,000円となっていた。しかしながら、この間、正当債権者への支払いや精算手続きが行われていることは、関係書類から確認できる。

このことから、当該支払いや精算金の納付は、私費を充てて適正に行ったように装っていたものと思料される。

- (2) 令和元年度の修学旅行の挙行にあたり、通常必要と考えられる宿泊・入場料の支出負担行為が起案されていなかったが、監査当日の説明によると、現地において当該経費は現金で支払ったとされている。

このことから、当該経費の支払いには私費が充てられたものと思料される。なお、同支払いに相当する領収書の存在は監査当日に確認できなかったため、金額は不明である。

- (3) 校長交際費は、地域行事をはじめ、突然の弔事などのために常に準備しておく必要があると考えられるが、平成30年度は1月分から、令和元年度は6月分から、令和2年度は5月分から支出負担行為の起案が行われていなかった。この間に支払いが全く無かったか否かについては、監査当日に提出された資料からは確認できなかった。

- (4) 資金前渡によって支出した交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料において、令和元年4月分の戻入金を令和2年5月15日に納付している事例をはじめ、複数の学校において精算手続きが大幅に遅延している事例が確認された。

- (5) その他、未精算の前渡金について重ねて資金前渡を受けている事例、区会計事務規則で定められている保管上限額を超える現金が校内に保管されていたことが推察される事例、現金出納簿の不備等、現金管理が適正に行われていないと考えられる学校が複数確認された。

小学校における不適切な会計処理については、昨年度の定期監査報告書においても意見を付しているが、今回の監査においてはさらに深刻化している状況がみられる。

事実関係の十分な調査を行い、資金前渡受者口座に預金されたままとなっている現金の取扱いを含め、適切に対応されたい。

第5 監査委員意見

1 小学校における会計事務の執行体制について

昨年度の定期監査報告書において、小学校における会計事務の執行体制について、研修制度の充実のほか、組織体制の点検と内部統制体制の整備に向けた検討

を求める旨の意見を付したが、前述の指摘事項の内容を踏まえると、改善が進んでいるとは言い難く、誠に遺憾である。

学校事務職員を対象として実施している現状の研修の体系と内容は適切なものとなっているか、特に小学校においては、ほとんどの学校の事務職員が一名の配置となっているが、その配置や事務の執行体制は適切であるか、チェック体制は機能しているか等について、早急な点検と具体的な改善を進められたい。なお、内部統制体制の整備にあたっては、区長部局と連携しながら、計画的に推進されたい。

2 産業廃棄物の処理について

今回の監査において、複数の学校における廃油処理にあたり、不法投棄等に繋がらないことを確認していたものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物の収集運搬・処理に関する都道府県知事の許可を受けていない業者に委託したほか、廃棄物処理法で義務付けられている項目を明記した委託契約書を作成せず、区の「請書兼請求書」の様式を用いて委託契約をしていたこと等が確認された。

なお、教育委員会事務局の担当部署からは、委託先業者は同廃油の処理にあたっては、廃棄物の処理に関する都道府県知事の許可を受けた別の業者に委託するとともに、産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の写しを学校あて提出することなどを事前に確認した旨の説明があり、提出された監査資料により、同管理票の写しの存在も確認できる。

本件の委託契約に先立って、学校職員は適正な手続きについて教育委員会事務局の担当部署に相談したとされていることから、その時点において適切な助言がされていれば、本件のような事例は発生しなかったものと考えられるほか、会計管理室の審査において発見されれば、その後の発生は防止できたものと考えられる。

また、産業廃棄物処理の手続きに関して注意すべき点については、本区の基本事務マニュアルにおいても適切に示されているほか、令和2年2月には本区総務部経理課からもその適正な処理について改めて通知があったところであるが、これらのマニュアルや通知が活かされなかった。

廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、産業廃棄物の処理についての適正な契約処理の周知徹底を図るなど、早急に再発防止策を講じられたい。

3 備品の管理について

備品の管理については、江東区物品管理規則において取得や処分等の手続きが定められているが、今回の監査において、廃棄の手續きがされないまま、現物の廃棄が行われたと思料される事例、廃棄の手續きを行ったもの実際には廃棄されずに現物が残っている事例、何らかの理由で備品登録から抜け落ち、現在の備品残高数と一致しない事例等、備品の管理が適正に行われていない事例が複数の

学校で確認された。

備品については、江東区物品管理規則第 24 条第 3 項においては毎年度 3 月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品との照合と報告等が、同規則第 47 条においては年 1 回以上の自己検査が義務づけられており、その結果は会計管理室あてに各学校から報告書が提出されているが、備品の管理が適正に行われていない学校が複数みられる実態に鑑みると、これらの検査等が十分に機能していないと考えられる。

自己検査等の徹底を図られるとともに、適正な備品の管理を行われたい。

4 毒物及び劇物の保管・管理について

毒物及び劇物の保管・管理については、昨年度の定期監査報告書において意見を付したところであるが、今回の監査においても、自らの学校において制定した「毒物劇物危険防止管理規定」に基づく自主点検を実施していないなど、依然として保管・管理体制が十分でない学校が複数認められた。

これらの学校の監査の際に、複数の担当教員から聞き取りを行ったところ、教育委員会から発出されている薬品の取扱いに関する通知について正しく理解されていないことが、不適切な取扱いに繋がる一因となっていると考えられる。管理方法が重複・複雑化していないか、通知内容や帳票の様式を点検し、毒物及び劇物取締法の趣旨を踏まえた上で、簡素かつ確実な管理方法を検討されたい。